

(趣旨)

第1条 この規則は、堺市民芸術文化ホール条例（平成27年条例第52号。以下「条例」という。）、堺市公園条例（昭和35年条例第18号、以下「公園条例」という。）、堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園指定管理者協定書（以下「協定書」という。）を踏まえ、堺市民芸術文化ホール（以下「芸文ホール」という。）及び堺市翁橋公園（以下「翁橋公園」という。）の管理及び運営について必要な事項を定める。

(開館時間及び休館日) 一 根拠法令 条例第24条第1項第2号一

第2条 芸文ホール（駐車場を除く。）の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、理事長は、特に必要があると認めるときは、堺市長の承認を得て、これを変更することがある。

2 芸文ホール（駐車場を除く。）の休館日は、次のとおりとする。ただし、理事長は、特に必要があると認めるときは、堺市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することがある。

(1) 毎月第1月曜日及び第3月曜日。ただし、これらの日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日にあたる場合は、休館しない。

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(使用の申請) 一 根拠法令 条例第24条第1項第1号一

第3条 芸文ホールの使用許可を受けようとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める堺市民芸術文化ホール使用申請書により理事長に申請しなければならない。

(1) 大ホール、小ホール、大スタジオ、文化交流室（文化交流室A、文化交流室B及び文化交流室Cを一体的に、かつ、連続して2日（1日に満たない端数（別表第1に規定する全日以外の時間区分をいう。）がある場合もそれぞれ1日とみなし、当該端数がその翌日又は前日における文化交流室の使用に係る時間区分と連続していない場合においては、連続した2日とみなさない。）以上の期間にわたり、文化芸術作品に係る展示のために使用する場合（以下「大規模使用時」という。）に限る。）、大ホール特別控室、小ホール小楽屋、小ホール大楽屋及び大スタジオ控室 様式第1号（甲）

(2) 前号に掲げる施設（大規模使用時に該当しない場合における文化交流室を除く。）以外の施設 様式第1号（乙）

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める日から受け付けるものとする。ただし、理事長において特に必要があると認めるときは、当該各号に定める日前においても、申請を受け付けることができる。

- (1) 大ホール等（大ホール、小ホール、大スタジオ及び文化交流室（大規模使用時に限る。）をいう。以下同じ。）を使用しようとする場合（大ホール等と併せて他の施設を使用しようとする場合を含む。）使用しようとする日の12月前の日の属する月の初日以後において第5条第2項に規定する利用調整が終了した日（使用日時の重複がない場合にあつてはその旨の通知をした日）
- (2) 大ホール等を使用しようとする場合（次のいずれかに該当する催し等で、前号に定める日以後の申請に基づく使用許可を受けたのでは、開催に支障を来すと認められるものために使用しようとする場合に限り、大ホール等と合わせて他の施設を使用しようとする場合を含む。）使用しようとする日の24月前の日の属する月の初日以後において第5条第2項に規定する利用調整が終了した日（使用日時の重複がない場合にあつてはその旨の通知をした日）
 - ア 本市における芸術文化の創造又は振興に寄与すると認められる催し等
 - イ 国際的又は全国的な規模の会議
- (3) 文化交流室（大規模使用時を除く。）、多目的室又は小スタジオを使用しようとする場合 使用しようとする日の11月前の日の属する月の初日
- (4) 前3号に掲げる施設以外の施設を使用しようとする場合 使用しようとする日の3月前の日の属する月の初日
(利用登録の申請)

第4条 前条第2項第1号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものうち利用登録をしているものが大ホール等を使用しようとするときは、使用しようとする日の属する月の13月前の日の属する月の初日以後において次条第2項に規定する利用調整が終了した日（使用日時の重複がない場合にあつてはその旨の通知をした日）から前条第1項の規定による申請を受け付けることができる。

- (1) 堺市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する者
- (2) 法人その他の団体又は事業所でその所在地が市内に存するもの
- (3) 堺市における文化芸術の振興に寄与する団体で理事長が適当と認めるもの

2 前項の利用登録は、堺市民芸術文化ホール利用登録（変更）申請書（様式第2号）に同項各号の規定に該当することを証する書類を添付して理事長に提出してしなければならない。

3 理事長は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請書を提出したものに対し利用登録書を交付するものとする。

4 前項の登録書の交付を受けたものが、登録した事項に変更があつたときは、速やかに堺市民芸術文化ホール利用登録（変更）申請書を理事長に提出しなければならない。

5 理事長は、第3項の登録書の交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用登録を取り消すことができる。

- (1) 偽り又は不正の手段により利用登録を受けたとき。

- (2) 条例又はこの規則に違反したとき。
- (3) その他理事長において利用登録が不適切であると認めるとき。

(計画書の提出)

第5条 大ホール等を使用しようとするものは、第3条第1項の規定による申請に先立ち、堺市民芸術文化ホール使用計画書(様式第3号)を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定により提出された計画書において、大ホール等の使用日時に重複があったときは、利用調整を行うものとする。

(開館時間を超過して使用する場合等) 一 根拠法令 条例第23条第2項一

第6条 大ホール等は、あらかじめ許可を得て第2条第1項の開館時間を超過し、又は繰り上げて使用することができる。

- 2 前項の規定により開館時間を超過し、又は繰り上げて使用しようとするものは、第3条第1項の規定による申請の際に、その旨を申し出なければならない。ただし、理事長において特別の事由があると認めるときは、使用しようとする日の30日前までに申し出ることで足りるものとする。

(使用許可) 一 根拠法令 条例第24条第1項第1号一

第7条 使用許可は、第13条第6項の規定による後納の場合を除き、利用料金の納付があった後、堺市民芸術文化ホール使用許可書(大ホール等にあつては様式第4号(甲)、大ホール等以外の施設にあつては様式第4号(乙)。以下「使用許可書」という。)を申請者に交付して行う。

- 2 理事長は、芸文ホールの使用を許可する場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

(使用期間) 一 根拠法令 条例第24条第1項第1号一

第8条 芸文ホールの施設等を連続して使用することができる期間は、次に定める期間とする。ただし、理事長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 大ホール、小ホール、楽屋、大スタジオ及び文化交流室 14日
- (2) 交流・創作ギャラリー 7日
- (3) その他 5日

(使用の制限) 一 根拠法令 条例第24条第1項第1号一

第9条 理事長は、条例第3条第2項各号に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、芸文ホールの使用を許可せず、又は使用許可を取り消し、若しくは使用を制限することがある。

- (1) 専ら物品の販売のために使用するとき。ただし、文化交流室、交流・創作ギャラリー及び屋上庭園については、この限りでない。
- (2) 前号に掲げるもののほか、芸文ホールの管理上支障があり、理事長が不相当であると認めるとき。

(使用許可の順位)

第10条 使用許可(第5条第2項に係るものを除く。)の順位は、使用の申請書を受理した順位によるものとする。ただし、理事長が公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可書の提示義務)

第11条 使用許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、その使用中、第7条の規定により交付を受けた使用許可書を携帯し、係員から求められたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

(使用許可の変更) 一 根拠法令 条例第24条第1項第1号一

第12条 使用者は、許可を受けた事項のうち、使用期日又は使用施設を変更しようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに堺市民芸術文化ホール使用許可変更申請書(様式第5号)に使用許可書を添付して理事長に申請しなければならない。

- (1) 大ホール 使用しようとする日前90日
- (2) 小ホール及び大スタジオ 使用しようとする日前60日
- (3) 文化交流室(大規模使用時に限る。) 使用しようとする日前30日
- (4) 前3号に掲げる施設(大規模使用時に該当しない場合における文化交流室を除く。)

以外の施設 使用しようとする日前7日

- 2 理事長は、前項の規定による申請があった場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、1回に限り、使用許可の変更を承認するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事長は、使用日当日に生じた特別の理由により使用者が芸文ホール(駐車場を除く。次項において同じ。)の使用時間の延長を申請した場合であって、特にやむを得ない理由があると認めるときは、当該延長に係る使用許可の変更を承認することがある。
- 4 前3項の規定にかかわらず、理事長は、天災地変その他使用者の責めに帰さない事故があった場合において、使用許可を変更して芸文ホールを使用させることが適当であると認めるときは、当該使用者の申出により当該使用許可の変更を承認することがある。
この場合において、当該申出は、第1項の申請書により行わなければならない。
- 5 理事長は、前3項の規定により使用許可の変更を承認したときは、使用許可書を訂正の上、使用者に再交付するものとする。

(利用料金) 一 根拠法令 条例第23条第2項及び第4項一

第13条 理事長が定める額は、別表第1のとおりとする。

- 2 使用者は、前項の利用料金を前納しなければならない。
- 3 使用者は、別表第2に定める利用料金を前納して附属設備を使用することができる。
- 4 理事長は、前条の規定により使用許可の変更を承認したときは、既納の利用料金を変

更後の使用許可に係る利用料金（以下この項において「変更後の利用料金」という。）の全部又は一部に充てることができる。この場合において、既納の利用料金に残額が生じたときは当該残額を還付しないものとし、変更後の利用料金に不足額が生じたときは当該不足額を直ちに使用者に追加納付させるものとする。

5 前項後段の規定にかかわらず、前条第4項の規定により使用許可の変更をした場合において、既納の利用料金に残額が生じたときは、当該残額を還付するものとする。

6 利用料金を後納させることができるものは、次のとおりとする。

(1) 国又は地方公共団体

(2) 前号に掲げる者のほか、理事長が特に認めるもの

(利用料金の減免) ー根拠法令 条例第23条第6項ー

第14条 利用料金を減額し、又は免除することができる場合及びその減免額は、次のとおりとする。

(1) 堺市又は条例第17条の規定により芸文ホールの管理を行う指定管理者が主催する行事のために使用するとき。全額

(2) 前号に掲げるもののほか、理事長が特に認めるとき。全額又は半額

2 前項の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、堺市民芸術文化ホール利用料金減免申請書（様式第6号）により理事長に申請しなければならない。この場合において、理事長は、必要と認めるときは、減額又は免除について、参考となる資料を添付させることがある。

(利用料金の還付) ー根拠法令 条例第23条第7項ー

第15条 条例第12条第1項ただし書の規則で定める期日及び割合は、別表第3のとおりとする。ただし、第3条第2項ただし書きの規定により受理した申込みの場合、又は第12条第2項の規定により使用許可の変更を承認した場合は、同表を適用しない。

2 条例第12条第2項の規定により利用料金を還付することができる場合は、天災地変その他使用者の責めに帰さない理由により使用できなくなった場合とし、その還付額は、既納の利用料金の全額とする。

3 前2項の規定により利用料金の還付を受けようとするものは、堺市民芸術文化ホール利用料金還付申請書（様式第7号）に使用許可書を添付して、理事長に提出しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第16条 使用者は、条例に定めるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 収容人員が使用する施設の定員を超えないこと。

(2) 許可を受けないで物品の販売等をしないこと。

(3) 所定の場所以外で飲食し、又は火気の使用（喫煙を含む。）をしないこと。

(4) 許可を受けないで芸文ホール内に貼り紙、くぎ打ち等をしないこと。

- (5) 許可を受けていない施設、附属設備等を使用しないこと。
- (6) 許可を受けずに附属設備等を所定の場所以外に持ち出さないこと。
- (7) 使用する施設の入館者に次条に定める事項を遵守させること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、係員から指示されたこと。

(入館者の遵守事項)

第17条 入館者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、又は火気の使用（喫煙を含む。）をしないこと。
- (3) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (4) 芸文ホールを不潔にしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、係員から指示されたこと。

(施設等の破損等の届出)

第18条 使用者及び入館者は、芸文ホールの施設、附属設備等を破損し、又は滅失したときは、直ちに堺市民芸術文化ホール破損（滅失）届（様式第8号）により理事長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(使用終了の届出)

第19条 使用者は、芸文ホール（駐車場を除く。）の使用を終えたときは、直ちに係員に届け出て、その検査を受けなければならない。

(保証金)

第20条 使用者は、条例第7条第1項又は第2項の規定により特別の設備を設けるときは、条例第13条第1項の保証金を納付しなければならない。ただし、国又は地方公共団体その他理事長が特に認めた公共的団体については、この限りでない。

2 前項本文の保証金の額は、当該設備の撤去及び原状回復に要する費用に相当する額とする。

(施設予約システムを使用する場合の特例)

第21条 施設予約システム（文化施設等の利用関係の調整等管理運営に係る事務について電子計算機を利用して処理する体系をいう。以下同じ。）を用いて行う使用の申請及び許可、許可の変更並びに利用料金の減免及び還付に係る手続等については、第3条、第12条第1項、第14条第2項及び第15条第3項の規定にかかわらず、理事長が別に定める。

2 施設予約システムを用いて仮予約（使用の申請前に仮に施設の使用を予約する行為であって、その予約の日の翌日から起算して7日以内に申請を行わなければ、その効力を失うものをいう。以下同じ。）を行う場合における第10条の規定の適用については、当該仮予約を使用の申請とみなす。

(駐車場の管理運営等)

第22条 駐車場の供用時間は、24時間（年中無休）とする。ただし、理事長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 理事長は、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあるときは、駐車を拒み、又は駐車場からの退去を命ずることができる。

3 駐車場の利用者は、他の自動車の駐車を妨げるなど、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがある行為をしてはならない。

4 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車等に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

5 本財団は、駐車場において、利用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害を賠償する責めを負わない。

(1) 災害その他不可抗力により生じた損害

(2) 自動車相互の接触、盗難等により生じた損害

(3) 前2号に掲げるもののほか、本財団の責めに帰することができない事由により生じた損害

（駐車料金）－根拠法令 条例第23条第2項－

第23条 駐車料金は、別表第4のとおりとする。

（駐車料金の減免）－根拠法令 条例第23条第6項－

第24条 条例第23条第6項の規定により駐車料金を減額し、又は免除することができる自動車及びその額は、次のとおりとする。

(1) 堺市、国又は他の地方公共団体の公用自動車 全額

(2) 前号に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認める自動車 理事長が必要と認める額

（駐車料金の還付）

第25条 条例第23条第7項の規定により駐車料金を還付することができる場合及びその還付額は、次のとおりとする。

(1) 天災地変その他駐車場の利用者の責めに帰さない理由により利用できなくなったとき。全額

(2) 前号に掲げるもののほか、理事長が特別の理由があると認めるとき。その都度理事長が定める額

2 第15条第3項の規定は、前項の規定により駐車料金を還付する場合について準用する。この場合において、第15条第3項中「利用料金」とあるのは、「駐車料金」と読み替えるものとする。

（翁橋公園の管理運営等）

第26条 翁橋公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、理事長の許可を受けなければならない。

- (1) 出店、行商、募金その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 興行を行うこと。
 - (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために翁橋公園の全部または一部を独占して使用すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、堺市翁橋公園使用許可申請書（様式第9号（甲））を理事長に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 理事長は、前項の申請書の提出があった場合において、許可をしようとするとき、又は許可事項の変更を承認しようとするときは、申請者に堺市翁橋公園使用許可書（様式第9号（乙））を交付するものとする。
- 4 理事長は、第1項の許可に翁橋公園の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。
- 5 理事長は、第1項各号に掲げる行為が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になり、又はなるおそれがあると認めるときは、その使用を許可しない。

（行為の禁止）

第27条 翁橋公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、都市公園法第6条第1項若しくは第3項又は第26条第1項の許可に係るもの及び理事長において公園管理上支障がないと認めるものについては、この限りでない。

- (1) 翁橋公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 植物を採取し、又は損傷すること。
- (3) 鳥獣、魚類等を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (5) 指定された場所以外の場所に車両等を乗り入れ、又は止め置くこと。
- (6) 指定された場所以外の場所で火気を使用すること。
- (7) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。
- (8) 風俗を乱すこと。
- (9) 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- (10) 工作物を設置すること。
- (11) 他の翁橋公園利用者に危害を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、公園管理上理事長が禁止する行為をすること。

（申請が競合するときの取扱い等）—根拠法令 公園条例第26条第1項1号—

第28条 理事長は、使用の許可の申請が競合するとき、申請を受理した順序により取り扱うものとする。ただし、理事長において、これにより難いと認めるときは、別に定

める手続に従い決定する。

2 理事長は、特に必要があると認めるときは、申請の期間を限定することができる。

(申請の優先取扱い) 一 根拠法令 公園条例第26条第1項1号一

第29条 前条の規定にかかわらず、理事長は、許可の期間の満了に際し、当該使用者から引き続き当該使用の許可の申請があった場合において、当該使用者に引き続き使用させることが適当であると認めるときは、当該申請を優先して取り扱うことができる。

(名義等の変更の届出) 一 根拠法令 公園条例第26条第1項1号一

第30条 使用者は、住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称等を変更したときは、遅滞なく名義等変更届(様式第10号)に当該事実を証する書類を添付して、理事長に提出しなければならない。

(翁橋公園施設等の破損の届出) 一 根拠法令 公園条例第26条第1項1号一

第31条 使用者は、翁橋公園施設等を破損し、又は滅失したときは、直ちに堺市翁橋公園破損(滅失)届(様式第11号)を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(翁橋公園の利用料金) 一 根拠法令 公園条例第31条第1項一

第32条 翁橋公園の利用料金は別表第5のとおりとする。

(翁橋公園の利用料金の減免) 一 根拠法令 公園条例第31条第5項一

第33条 公園条例第31条第5項の規定により翁橋公園の利用料金を減額し、又は免除することができる場合及びその減免額は、次のとおりとする。

(1) 堺市又は公園条例第25条の規定により翁橋公園を管理する指定管理者が主催する行事又は事業のために使用するとき。 全額

(2) 前号に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認めるとき。 別に理事長が定める額

2 公園条例第21条の2の規定に基づき利用料金等の減額又は免除を受けようとする者は、堺市翁橋公園利用料金等減免申請書(様式第12号)を理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が特に認める場合は、この限りでない。

(翁橋公園の利用料金の還付) 一 根拠法令 公園条例第31条第6項一

第34条 公園条例第22条ただし書の規定により翁橋公園の利用料金を還付することができる場合及びその還付額は、天災地変その他使用者の責めに帰することのできない理由により使用ができなくなったとき、使用ができなくなった日以降の残余期間相当額とする。

2 前項の規定により利用料金の還付を受けようとする者にあつては堺市翁橋公園利用料金還付申請書(様式第13号)を理事長に提出しなければならない。

(委任)

第35条 この規則に定めるもののほか、芸文ホール及び翁橋公園の管理及び運営につい

て必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年12月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次のア及びイに掲げる規定 平成31年7月1日

ア 第2条、第22条から第25条まで及び別表第4の規定

イ 第17条及び第18条の規定（次号又は第3号に該当する場合を除く。）

(2) 第11条及び第16条から第19条までの規定（文化交流室、多目的室、小スタジオ、交流・創作ギャラリー、2階大ホールホワイエ及び屋上庭園に係る部分に限る。）

平成31年8月1日

(3) 第11条及び第16条から第19条までの規定（大ホール、小ホール及び大スタジオに係る部分に限る。） 平成32年1月4日

(4) 第26条から第34条まで、別表第5及び様式第9号から様式第13号までの規定
平成31年2月20日

(施行前の準備行為)

2 この規則の施行日以後の使用に係る使用の許可及びその他の行為については、この規則の施行前においても、この規則の例により行うことができる。

附 則

この規則は、平成31年2月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の別表第1第1項、別表第2及び別表第5の規定は、令和元年10月1日以降の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年11月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前のこの規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後のこの規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の別表第5の規定は、令和3年4月1日以降の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表第1 (第13条関係)

1 基本料金

(単位 円)

種別		時間区分		午前	午後	夜間	全日	時間
		午前9時から午前12時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	延長30分ごと		
大ホール (全席使用)	入場料として徴収する額が0円か	平日	65,180	116,110	141,570	280,090	12,730	
		休日等	78,420	139,530	170,090	336,110	15,270	
	入場料として徴収する額が1,001円から3,000円までである場合	平日	98,790	174,160	212,870	420,640	19,350	
		休日等	118,140	208,790	254,620	504,160	22,910	
	入場料として徴収する額が3,001円から5,000円までである場合	平日	131,380	232,220	283,140	560,180	25,460	
		休日等	157,870	279,070	340,180	672,220	30,550	

	入場料として徴収する額が5,001円以上である場合	平日	196,570	348,330	424,720	840,270	38,190
		休日等	236,290	418,610	510,270	1,008,330	45,830
大ホール	入場料として徴収する額が0円から1,000円までである場合	平日	53,980	71,290	71,290	196,560	9,160
(小規模使用(1席))		休日等	64,160	85,550	85,550	235,260	10,690
428	入場料として徴収する額が1,001円から3,000円までである場合	平日	81,480	106,940	106,940	295,360	13,750
		休日等	96,750	128,330	128,330	353,410	16,290
	入場料として徴収する額が3,001円から5,000円までである場合	平日	106,940	142,590	142,590	392,120	17,820
		休日等	128,330	171,110	171,110	470,550	21,380
	入場料として徴収する額が5,001円以上である場合	平日	160,920	213,880	213,880	588,680	26,990
		休日等	192,500	256,660	256,660	705,820	32,080
小ホール		平日	22,400	28,510	28,510	79,420	3,610
		休日等	26,480	34,620	34,620	95,720	4,370
大スタジオ		平日	16,700	22,200	22,200	61,100	2,800

(練習使用時を除く。)	休日等	19,960	26,680	26,680	73,320	3,360
大スタジオ	平日	8,960	11,810	11,810	32,580	1,520
(練習使用時に限る。)	休日等	10,790	14,460	14,460	39,710	1,830
文化交流室A、B及びC	平日	12,830	17,000	17,000	46,830	2,130
(大規模使用時に限る。)	休日等	15,480	20,770	20,770	57,020	2,590
文化交流室A、B又はC	平日	A、B又はCの一室につき1時間までごとに910				
(大規模使用時を除く。)	休日等	A、B又はCの一室につき1時間までごとに1,120				
多目的室		1時間までごとに2,030				
小スタジオA		1時間までごとに500				
小スタジオB		1時間までごとに810				
小スタジオC		1時間までごとに1,010				
大ホール中楽屋A及びB(会議室として使用する場合に限る。)		1時間までごとに400				
大ホール特別控室		1,010	1,520	1,520	4,050	200
小ホール小楽屋		400	610	610	1,620	50
小ホール大楽屋		610	710	710	2,030	100
大スタジオ控室		500	610	610	1,720	100
交流・創作ギャラリー		3,050	4,070	4,070	11,190	500
2階大ホールホワイエ		3,250	4,480	4,480	12,210	560
屋上庭園		1,620	2,240	2,240	6,100	250

備考

- 1 この表において「休日等」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日及び第2条第2項第2号の日をいう。
 - 2 大ホールの使用料は、入場料として徴収すべき額が複数あるときは、そのうちの最も高い額が該当する種別を適用する。
- 2 大ホール中楽屋A及び大ホール中楽屋Bは、文化交流室及び多目的室の使用ができないときに限り、会議室として使用を認めることがある。ただし、大ホールに係る使用許可が出されているときは、この限りでない。

- 3 交流・創作ギャラリー、2階大ホールホワイエ又は屋上庭園は、大ホール又は小ホールの使用状況により、その使用を認めないことがある。
- 4 条例別表第1第2項の「市外居住者」とは、第4条第1項各号に定めるもの（次項において「市内居住者」という。）以外のものをいう。
- 5 大ホールの小規模使用（1428席）に係る使用をすることができるのは、第4条第3項の利用登録書の交付を受けた市内居住者のみとする。
- 6 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うときは、種別ごとに定めた基本料金にその5割に相当する額を加算する。ただし、大ホールにあつては、この限りでない。
- 7 許可を得て、第2条の開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するとき、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間30分（30分未満の時間は、30分とみなす。）につき、種別ごとに時間欄に定める額を徴収する。許可を得て、時間区分を超過して使用する場合についても、同様とする。

別表第2（第13条関係）

1 附属設備セット利用料金

（単位 円）

種別	区分	品名	数量	利用料金	備考
舞台設備セット		オーケストラAセット 椅子50脚未満 譜面台50台未満 指揮台1式	1式	4,070	
		オーケストラBセット 椅子50脚以上 譜面台50台以上 指揮台1式	1式	6,620	
		譜面灯Aセット 譜面灯50台未満	1式	4,070	
		譜面灯Bセット 譜面灯50台以上	1式	6,110	
		仮設花道セット 仮設花道 仮設鳥屋囿	1式	10,180	
		所作台セットA	1式	6,620	

	所作台 25枚未満			
	所作台セットB 所作台 25枚以上	1式	10,180	
	もうせんセット もうせん 8枚以上	1式	1,520	
	平台、スチールデッキセット 平台 10枚又はスチールデッキ 10台 スチールデッキ足 箱馬 開き足 木台	1式	1,520	(1) 平台及びスチールデッキにあつては、それぞれを組み合わせた数量の合計が10以下の範囲内であること。 (2) スチールデッキ足、箱馬、開き足及び木台にあつては、必要数分
	バレエセットA バレエマット 10枚未満 レッスンバー 1式	1式	4,070	
	バレエセットB バレエマット 10枚以上 レッスンバー 1式	1式	6,110	
	講演会セット 演台 1台 花台 1台 司会台 1台 国旗 1枚 市旗 1枚 長机 椅子	1式	2,030	長机及び椅子については、必要数分
	小ホール張り出しセット スチールデッキ 埋め台等必要部材 1式	1式	3,050	
照明設備セット	大ホールAセット (合計80キロワット以下)	1式	13,240	セットに含まれるそれぞれの設備に

				凸フレネル エリスポイダル パーライト 2灯ミニブル	については、必要な数分とする。この場合において、80キロワットを超過するときは、1キロワットにつき300円を使用料に加算するものとする。
	大ホールBセット (合計80キロワットを超過し、280キロワット以下である場合)	1式	40,740	凸フレネル エリスポイダル パーライト 2灯ミニブル 水平ライト	セットに含まれるそれぞれの設備については、必要な数分とする。この場合において、280キロワットを超過するときは、1キロワットにつき300円を使用料に加算するものとする。
	大ホールCセット (合計365キロワットを超過する場合)	1式	66,200	凸フレネル エリスポイダル パーライト 2灯ミニブル 水平ライト	
	小ホールAセット (合計25キロワット以下)	1式	4,070	凸フレネル エリスポイダル パーライト 2灯ミニブル	セットに含まれるそれぞれの設備については、必要な数分とする。この場合において、25キロワットを超過するときは、1キロワットにつき300円を使用料に加算す

				るものとする。
	小ホールBセット (合計25 キロワットを超過し、75キ ロワット以下である場合) 凸フレネル エリスポイダル パーライト 2灯ミニブル 水平ライト	1式	15,270	セットに含まれる それぞれの設備に ついては、必要な数 分とする。この場合 において、75キロ ワットを超過する ときは、1キロワッ トにつき300円 を使用料に加算す るものとする。
	小ホールCセット (合計11 3キロワットを超過する場 合) 凸フレネル エリスポイダル パーライト 2灯ミニブル 水平ライト	1式	26,480	
	大スタジオセット (合計10 キロワット以下) 凸フレネル エリスポイダル パーライト 2灯ミニブル	1式	2,850	セットに含まれる それぞれの設備に ついては、必要な数 分とする。この場合 において、10キロ ワットを超過する ときは、1キロワッ トにつき300円 を使用料に加算す るものとする。
音響設備セット	大ホールAセット 主調整卓1台 常設スピーカー1式 録音・再生機器1台	1式	15,270	
	大ホールBセット	1式	24,440	

	主調整卓1台 常設スピーカー1式 移動式スピーカー2式 録音・再生機器2台 周辺機器2台			
	小ホールAセット 主調整卓1台 常設スピーカー1式 録音・再生機器1台	1式	10,180	
	小ホールBセット 主調整卓1台 常設スピーカー1式 移動式スピーカー2式 録音・再生機器2台 周辺機器2台	1式	15,270	
	大スタジオセット 主調整卓1 常設スピーカー1式	1式	3,050	

2 附属設備利用料金

(単位 円)

種別	区分	品名等	数量	利用料金	備考
舞台設備	大ホール	音響反射板	1式	10,180	椅子10脚、譜面台10台、譜面灯10台及び指揮台1式を含む。
		オーケストラピット	1式	5,090	
		びょうぶ	1双	2,030	
		もうせん	1枚	200	
		ドライアイスマシン	1台	2,030	

		しゃ幕	1枚	2,030	
		スクリーン	1枚	2,030	
		文字幕	1枚	2,030	
		袖幕	1組	2,030	
		仮設電源	1カ所	1,010	
		持込機材電源	1キロ ワット	300	
	小ホール	びょうぶ	1双	2,030	
		もうせん	1枚	200	
		じがすり	1枚	3,050	
		ドライアイスマシン	1台	2,030	
		定式幕	1枚	1,010	
		しゃ幕	1枚	1,010	
		スクリーン	1枚	1,010	
		文字幕	1枚	1,010	
		袖幕	1組	1,010	
		仮設電源	1カ所	1,010	
		持込機材電源	1キロ ワット	300	
		大ホール、 小ホール、 大スタジオ 共通	ピアノ（スタイン ウェイ）	1台	12,220
	ピアノ（ファツィ オリ）		1台	12,220	
	ピアノ（ヤマハ）		1台	8,140	
照明設備	大ホール、 小ホール、 大スタジオ 共通	凸フレネル（50 0ワット）	1台	200	
		凸フレネル（1キ ロワット）	1台	280	

		凸フレネル (1.5キロワット)	1台	400	
		エリスポイダル	1台	480	
		パーライト	1台	400	
		エフェクトマシン	1台	1,010	
		波マシン	1台	520	
		ミラーボール	1台	1,010	
		2灯ミニブル	1台	520	
		星球	1台	1,420	
		クセノンピン (700ワット)	1台	1,010	
		クセノンピン (1キロワット)	1台	1,520	
		クセノンピン (3キロワット)	1台	3,050	
		LEDエリスポイダル	1台	610	
		LEDウォッシュライト	1台	610	
		ムービングライト	1台	2,030	
		移動ムービング卓	1台	3,050	
		ローアーホリゾン トライト	1台	520	
		スモークマシン	1式	3,050	
		持込電源利用料金	1キロ ワット	300	
	大ホール	ローアーホリゾン トライト	1式	3,000	
		アッパーホリゾン トライト	1式	4,500	

		中アッパーホリゾン トライト	1式	2,400	
	小ホール	ローアホリゾン トライト	1式	1,200	
		アッパーホリゾン トライト	1式	1,500	
音響設備	大ホール	3点吊りマイク装 置	1式	2,540	
	大ホール、 小ホール、 大スタジ オ共通	録音・再生機器	1台	2,030	
		周辺機器類	1台	1,010	
		移動スピーカーセ ットA	1式	3,050	1対向(アンプ等 を含む)
		移動スピーカーセ ットB	1式	8,140	1対向(アンプ等 を含む)
		移動卓A	1式	3,050	
		移動卓B	1台	10,180	
		入出力ラックA	1台	1,010	
		入出力ラックB	1台	2,030	
		パワーアンプ	1台	2,030	
		指揮者モニタ用カ メラ	1台	3,050	
		モニタTV	1台	1,010	
		移動式簡易音響セ ット	1式	2,030	
		持込機材電源(3 キロワット以下)	1式	910	
		持込機材電源(1 5キロワット以 下)	1式	4,580	
		持込機材電源(3 0キロワット以	1式	9,160	

		下)			
		持込機材電源（30キロワットを超過する場合）	1式	30,550	
映像設備	大ホール	プロジェクター	1台	10,180	
	小ホール、大スタジオ	プロジェクター	1台	2,030	
小スタジオ	譜面台		1台1時間につき	50	
多目的室	プロジェクター		1台1時間につき	500	
	スクリーン		1台1時間につき	300	
文化交流室	プロジェクター		1台1時間につき	500	
	スクリーン		1台1時間につき	300	
	展示用スポットライト		1台1日につき	50	
交流・創作 ギャラリー	展示用スポットライト		1台1日につき	50	
屋上庭園	照明セット（パーライト4台）		1式1日につ	1,010	

		き		
	持込電源利用料金	1 キロ ワット	3 0 0	
共通備品	ピアノ（セミコン）	1台1 時間につ き	6 7 0	
	ポータブルスピーカーセット スピーカー2台 有線マイク1台 無線マイク1台 送信機1台	1式1 時間につ き	3 0 0	
	有線マイク	1台1 時間につ き	1 0 0	
	無線マイク	1台1 時間につ き	1 0 0	
	譜面台（折り畳み式）	1台1 時間につ き	5 0	
	ポータブルステージ（4台）	1式1 日につ き	4, 0 7 0	
	CDプレイヤー	1台1 日につ き	1 0 0	
	ブルーレイディスクプレイヤ ー	1台1 日につ き	2 0 0	
	展示台	1台1 日につ き	1, 0 1 0	

	展示パネル	1枚1 日につき	100	
--	-------	-------------	-----	--

- 3 前2項の表の利用料金は、午前、午後及び夜間の使用区分ごとに1回として計算する。
- 4 許可を得て、前項に規定する1回の使用区分を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間30分（30分未満の時間は、30分とみなす。）につき利用料金の1割5分に相当する額を徴収する。
- 5 大ホール又は小ホールの舞台のみの使用に係る附属設備の利用料金は、第1項及び第2項の表の利用料金の7割に相当する額とする。ただし、第3項に規定する1回の使用区分を超過し、又は繰り上げて使用する場合にあっては、この限りではない。
- 6 舞台、照明、音響等について、技術等を要する設備の設置等を行うときは、別途実費を徴収する。
- 7 附属設備は、当該施設の使用者が当該附属設備を使用しない場合は、他の施設の使用者でも使用できるものとする。
- 8 その他第1項の表及び第2項の表において利用料金を規定していないものに係る使用については、実費を徴収する。

別表第3（第15条関係）

施設の区分	期日	既納の利用料金に乗じる割合
(1) 大ホール	使用しようとする日（以下この表において「使用日」という。）前90日	2分の1
(2) 小ホール及び大スタジオ	使用日前60日	2分の1
(3) 文化交流室（大規模使用時に限る。）	使用日前30日	2分の1
(4) 前3号に掲げる施設（大規模使用時に該当しない場合における文化交流室を除く。）以外の施設	使用日前7日	2分の1

別表第4（第23条関係）

駐車料金

施設	駐車料金（1台当たり）
駐車場	30分につき200円

別表第5（第27条関係）

公園利用料金

種別	単位	金額
露店営業その他これに類する目的での使用	使用面積1平方メートルにつき1日	100円
広告宣伝又は放送の目的での使用		400円
業として撮影の目的での使用	1回(2時間以内)につき	7,700円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する目的での使用	使用面積10平方メートルにつき1日	23円
その他の使用		23円

堺市民芸術文化ホール使用申請書

年 月 日

堺市民芸術文化ホール指定管理者
公益財団法人堺市文化振興財団 理事長 殿

申請者	利用登録番号			
	法人又は団体の所在地			
	法人名又は団体名			
	代表者氏名	(ふりがな)	生年月日	
			年	月 日
電話番号				

堺市民芸術文化ホール条例及び堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園管理運営規則を遵守することを誓約し、同規則第3条第1項の規定により、次のとおり堺市民芸術文化ホールの使用を申請します。

*許可番号	第 号		
使用期日	年 月 日 () から 年 月 日 () まで (日間) 本番使用時間 年 月 日 () 時から 年 月 日 () 時まで		
使用目的			
内容	表示名称(題名)		
	主な出演者又は講師名		
	対象者 <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 関係者	入場見込人数 (人)	入場料 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し (最大 円)
施設			
設備等			
その他 必要事項			
会場 責任者	氏 名		
	電話番号		

申請に当たっては、次の内容を御確認のうえ、にレを記入してください。

- 利用に当たっては、堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園管理運営規則並びに施設管理者の指示を遵守し、節度ある施設の利用を約束します。
- 秩序又は風俗を乱す行為や施設等を破損する等の行為を行わないことを誓約します。準備と後片付けは、使用時間内に行うことを約束します。
- 堺市暴力団排除条例(平成24年条例第35号)に基づき、本利用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められるときは、使用を許可されず、又は許可を取り消されても異議のないことを誓約します。

注意

- 1 *印の箇所は、記入しないでください。
- 2 使用時間は、全て24時間制で記入してください。
- 3 使用期日欄における本番使用時間とは、公演等の上演時間をいいます。
- 4 本市の区域内に所在地(住所)を有する場合は、申請時に所在地(住所)を証明する書類を提示してください。ただし、利用登録をしている場合は、この限りではありません。
- 5 堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため必要に応じて、関係機関に申請者の住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。
- 6 団体申請の場合は、役員名簿等の提出を求めることがあります。

個人の申請については、法人名又は団体名欄を空白にし、所在地欄に住所を、代表者氏名欄に氏名を記入してください。

様式第1号(乙) (第3条関係)

堺市民芸術文化ホール使用申請書

年 月 日

堺市民芸術文化ホール指定管理者

公益財団法人堺市文化振興財団 理事長 殿

申請者	利用登録番号		
	法人又は団体の所在地		
	法人名又は団体名		
	代表者氏名	(ふりがな)	生年月日
			年 月 日
電話番号			
会場責任者	氏名		
	電話番号		

堺市民芸術文化ホール条例及び堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園管理運営規則を遵守することを誓約し、同規則第3条第1項の規定により、次のとおり堺市民芸術文化ホールの使用を申請します。

番号	* 許可番号	使用日及び使用時間	使用施設	使用目的	対象者・利用予定人数
			使用設備等	表示名称	入 場 料
1		年 月 日()			一般・関係者 人
		時～ 時			無・有 円
2		年 月 日()			一般・関係者 人
		時～ 時			無・有 円
3		年 月 日()			一般・関係者 人
		時～ 時			無・有 円
4		年 月 日()			一般・関係者 人
		時～ 時			無・有 円
5		年 月 日()			一般・関係者 人
		時～ 時			無・有 円

申請に当たっては、次の内容を御確認のうえ、□にレを記入してください。

- 利用に当たっては、堺市民芸術文化ホール条例及び堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園管理運営規則並びに施設管理者の指示を遵守し、節度ある施設の利用を約束します。
- 秩序又は風俗を乱す行為や施設等を破損する等の行為を行わないことを誓約します。準備と後片付けは、使用時間内に行うことを約束します。
- 堺市暴力団排除条例(平成24年条例第35号)に基づき、本利用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められるときは、使用を許可されず、又は許可を取り消されても異議のないことを誓約します。

注意

- 1 *印の箇所は、記入しないでください。
- 2 使用時間は、全て24時間制で記入してください。
- 3 本市の区域内に所在地(住所)を有する場合は、申請時に所在地(住所)を証明する書類を提示してください。ただし、利用登録をしている場合は、この限りではありません。
- 4 堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため必要に応じて、関係機関に申請者の住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。
- 5 団体申請の場合は、役員名簿等の提出を求めています。

個人の申請については、法人名又は団体名欄を空白にし、所在地欄に住所を、代表者氏名欄に氏名を記入してください。

様式第2号（第4条関係）

堺市民芸術文化ホール利用登録（変更）申請書

年 月 日

堺市民芸術文化ホール指定管理者
公益財団法人堺市文化振興財団 理事長 殿

<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 （ <input type="checkbox"/> にレを記入してください。）	
申請者 (法人・団体)	法人又は団体の所在地
	法人名又は団体名
	代表者氏名（ふりがな）
	生年月日
	電話番号
	ファックス番号
	メールアドレス

堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園管理運営規則第4条第2項の規定により、次のとおり申請します。

担当者	氏名（ふりがな）
	電話番号
	ファックス番号
	メールアドレス
公演実績	

申請に当たっては、次の内容を御確認のうえ、にレを記入してください。

- 堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）に基づき、本利用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められるときは、使用を許可されず、又は許可を取り消されても異議のないことを誓約します。

堺市民芸術文化ホール処理欄 *印の欄は、記入しないでください。

*利用者登録番号	
*備考	

注意

- 1 申請に当たっては、活動状況を示す資料があれば添付してください。
- 2 申請時には、所在地を証明する書類を必ず添付してください。
- 3 虚偽の記載又は不適切な使用があった場合は、登録を抹消することがあります。
- 4 堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため必要に応じて、関係機関に申請者の住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。
- 5 団体申請の場合は、役員名簿等の提出を求めることがあります。

個人の申請については、法人名又は団体名欄を空白にし、所在地欄に住所を、代表者氏名欄に氏名を記入してください。

様式第3号（第5条関係）

（表面）

堺市民芸術文化ホール使用計画書

年 月 日

堺市民芸術文化ホール指定管理者
公益財団法人堺市文化振興財団 理事長 殿

利用登録番号	
--------	--

提出者	法人又は団体の所在地		
	法人名又は団体名		
	代表者氏名	(ふりがな)	生年月日
			年 月 日
電話番号			

堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園管理運営規則第5条第1項の規定により、次のとおり提出します。

会場責任者	氏名	電話 ()
		ファックス番号 ()
舞台責任者	氏名	電話 ()
		ファックス番号 ()
催物名		
催物内容 (出演者等)		

使用希望日	第1希望日	年 月 日 () 時から 年 月 日 () 時まで				
	第2希望日	年 月 日 () 時から 年 月 日 () 時まで				
	第3希望日	年 月 日 () 時から 年 月 日 () 時まで				
使用施設	<input type="checkbox"/> 大ホール (全席使用) <input type="checkbox"/> 小ホール <input type="checkbox"/> 大ホール (1428席使用) <input type="checkbox"/> 大スタジオ ※市外居住者は使用できません。 <input type="checkbox"/> 文化交流室 (大規模使用時)		※左記の施設と同時に使用するその他の施設 <input type="checkbox"/> 楽屋 <input type="checkbox"/> 文化交流室 <input type="checkbox"/> 多目的室 <input type="checkbox"/> 小スタジオ <input type="checkbox"/> その他			
使用施設 [第1希望日]	設 営 開始時間	リハーサル 開始時間	開場	開演	終演	撤 去 終了時間
[/ ()]	:	:	:	:	:	:
[/ ()]	:	:	:	:	:	:
[/ ()]	:	:	:	:	:	:
[/ ()]	:	:	:	:	:	:
他の使用者と重複した場合において配慮して欲しい事項						

個人の提出については、法人名又は団体名欄を空白にし、所在地欄に住所を、代表者氏名欄に氏名を記入してください。

(裏面)

主催者名					
共催等	<input type="checkbox"/> 有り () <input type="checkbox"/> 無し				
協賛・後援等	<input type="checkbox"/> 有り () <input type="checkbox"/> 無し				
公演の種別	舞台芸術公演	<input type="checkbox"/> 音楽 … クラシック、ポップス、伝統音楽等			
		<input type="checkbox"/> 演劇 … 現代演劇、歌舞伎、能、狂言、人形劇、ミュージカル等			
		<input type="checkbox"/> 舞踊 … バレエ、ダンス、日本舞踊、舞踏等			
		<input type="checkbox"/> その他… ()			
	その他	<input type="checkbox"/> 上記以外のもの ()			
入場対象者	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 関係者				
入場料	<input type="checkbox"/> 有料 <input type="checkbox"/> 無料 (要整理券等) <input type="checkbox"/> 無料 (入場自由)				
入場券	入場見込数	名	発売予定日	年 月 日 ()	
	座席指定	<input type="checkbox"/> 全席指定 <input type="checkbox"/> 一部指定 <input type="checkbox"/> 全席自由			
	席種	() 指定・自由	円	() 指定・自由	円
		() 指定・自由	円	() 指定・自由	円
		() 指定・自由	円	() 指定・自由	円
		最高金額 (円)			
催物情報	情報公開予定日	年 月 日 ()			
	情報公開の可否	<input type="checkbox"/> 既に公開可 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 公開日以降可			
	ホームページ掲載希望	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し			

(その他使用の計画に係る特記事項があれば記入してください。)

計画書の提出に当たっては、次の内容を御確認のうえ、にレを記入してください。

- 堺市暴力団排除条例(平成24年条例第35号)に基づき、本利用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められるときは、使用を許可されず、又は許可を取り消されても異議のないことを誓約します。

注意


- 1 堺市暴力団排除条例に基づき、記載内容等の確認のため必要に応じて、関係機関に提出者の住所、氏名等計画書に記載されている情報を提供することがあります。
- 2 提出者が団体の場合は、役員名簿等の提出を求めることがあります。

様式第4号(甲) (第7条関係)

堺市民芸術文化ホール使用許可書

年 月 日

様

堺市民芸術文化ホール指定管理者
公益財団法人堺市文化振興財団 理事長 

堺市民芸術文化ホールの使用を次のとおり条件を付して許可します。

許可番号	第 号		
使用期日	年 月 日 () から 年 月 日 () まで (日間) 本番使用時間 年 月 日 () 時から 年 月 日 () 時まで		
使用目的			
内 容	表示名称 (題名)		
	主な出演者又は講師名		
	対象者 <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 関係者	入場見込人数 (人)	入場料 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し (最大 円)
使 用 設			
使 用 設 備 等			
そ の 他 必 要 事 項	準備打合せ 年 月 日 時頃		
会 場 責 任 者	氏 名		
	電話番号		

使用許可条件 (基本的事項)

- 1 準備と後片付けは、使用時間内にしてください。
- 2 この使用許可書は、常に携帯し、係員が要求するときは、これを提示してください。
- 3 許可なく、使用内容を変更しないでください。変更しようとするときは、使用許可の変更の申請を行ってください。ただし、やむを得ない事情があると認められるとき以外は、使用許可の変更は認めません。
- 4 使用権を譲渡し、他人に使用させ、又は許可なく使用目的以外に使用しないでください。
- 5 芸文ホールの施設及び附属設備は、善良な管理者の注意をもって使用してください。もし当該施設等を破損し、又は滅失したときは、損害を賠償していただくこととなります。
- 6 所定の場所以外で飲食し、又は火気の使用 (喫煙を含む。) をしないでください。
- 7 催し物等に係るポスター類の取扱いについては、事前に係員と相談してください。
- 8 非常口、消火設備等の周りには、物を置かないでください。
- 9 堺市民芸術文化ホール条例又は堺市民芸術文化ホール条例施行規則の各規定その他係員の指示に違反したときは、使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることがあります。この場合において、使用者に損害が発生しても、本市は、その責めを負いません。
- 10 前各項のほか、管理上必要があると認めるときは、条件を付けることがあります。

様式第4号(乙) (第7条関係)

堺市民芸術文化ホール使用許可書

年 月 日

様

堺市民芸術文化ホール指定管理者

公益財団法人堺市文化振興財団 理事長 印

堺市民芸術文化ホールの使用を下記条件を付して許可します。

番号	許可番号	使用日及び 使用時間	使用施設	使用目的	対象者・利用予定人数	
			使用設備等	表示名称	入	場
1		年月日()			一般・関係者	人
		時～時			無・有	円
2		年月日()			一般・関係者	人
		時～時			無・有	円
3		年月日()			一般・関係者	人
		時～時			無・有	円
4		年月日()			一般・関係者	人
		時～時			無・有	円
5		年月日()			一般・関係者	人
		時～時			無・有	円
その他 必要事項	準備打合せ 年 月 日 時頃					
会場 責任者	氏名					
	電話番号					

使用許可条件 (基本的事項)

- 1 準備と後片付けは、使用時間内にしてください。
- 2 この使用許可書は、常に携帯し、係員が要求するときは、これを提示してください。
- 3 許可なく、使用内容を変更しないでください。変更しようとするときは、使用許可の変更の申請を行ってください。ただし、やむを得ない事情があると認められるとき以外は、使用許可の変更は認めません。
- 4 使用権を譲渡し、他人に使用させ、又は許可なく使用目的以外に使用しないでください。
- 5 芸文ホールの施設及び附属設備は、善良な管理者の注意をもって使用してください。もし当該施設等を破損し、又は滅失したときは、損害を賠償していただくこととなります。
- 6 所定の場所以外で飲食し、又は火気の使用(喫煙を含む。)をしないでください。
- 7 催し物等に係るポスター類の取扱いについては、事前に係員と相談してください。
- 8 非常口、消火設備等の周りには、物を置かないでください。
- 9 堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園管理運営規則の各規定その他係員の指示に違反したときは、使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることがあります。この場合において、使用者に損害が発生しても、当財団は、その責めを負いません。
- 10 前各項のほか、管理上必要があると認めるときは、条件を付けることがあります。

様式第5号（第12条関係）

堺市民芸術文化ホール使用許可変更申請書

年 月 日

堺市民芸術文化ホール指定管理者
公益財団法人堺市文化振興財団 理事長 殿

申請者 住所（所在地）
法人名又は団体名
氏名（代表者名）
電話番号

次のとおり堺市民芸術文化ホールの使用許可を変更して下さるよう、堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園管理運営規則第12条第1項の規定により、使用許可書を添えて申請します。

1 使用許可番号	年 月 日付け 第 号		
2 変更事項	変 更 前	変 更 後	
(1) 使用予定期日	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
(2) 使用予定施設			
3 変更の理由			
* 堺市民芸術文化 ホール処理欄	変更後の金額	円	照合者
	既 納 額	円	
	差 額	円	
	既納額照合	年 月 日納入	

注意

- 1 再度の変更はできません（堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園管理運営規則第12条第4項に規定する天災地変等に伴うものを除く。）。
- 2 使用許可の変更の承認後、当該使用許可の取消しがあっても、利用料金の還付はできません（堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園管理運営規則第12条第4項に規定する天災地変等に伴うものを除く。）。
- 3 *印の欄は、記入しないでください。

様式第6号（第14条関係）

堺市民芸術文化ホール利用料金減免申請書

年 月 日

堺市民芸術文化ホール指定管理者
公益財団法人堺市文化振興財団 理事長 殿

申請者 住所（所在地）
法人名又は団体名
氏名（代表者名）
電話番号

堺市民芸術文化ホールの利用料金の減免を受けたいので、堺市民芸術文化ホール及び堺市
翁橋公園管理運営規則第14条第2項の規定により、次のとおり申請します。

使 用 日 時		
減 免 申 請 の 理 由		
* 利 用 料 金 額	円	備 考
* 減 免 額	円	
* 差 引 納 付 額	円	

注意 *印の欄は、記入しないでください。

様式第7号（第15条関係）

堺市民芸術文化ホール利用料金還付申請書

年 月 日

堺市民芸術文化ホール指定管理者
公益財団法人堺市文化振興財団 理事長 殿

申請者 住所（所在地）
法人名又は団体名
氏名（代表者名）
(申請者（法人）にあっては、その代表者が署名しない場合は、記名押印してください)
電話番号

次のとおり既納の利用料金を還付してくださるよう、堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園管理運営規則第15条第3項の規定により申請します。

使 用 許 可	年 月 日 付 け 第 号	
還 付 申 請 の 理 由		
* 既 納 の 利 用 料	円	備 考
* 還 付 額	円	

注意 *印の欄は、記入しないでください。

様式第8号（第18条関係）

堺市民芸術文化ホール破損（滅失）届

年 月 日

堺市民芸術文化ホール指定管理者
公益財団法人堺市文化振興財団 理事長 殿

届出人 住所（所在地）
法人名又は団体名
氏名（代表者名）
電話番号

下記のとおり堺市民芸術文化ホールの施設、附属設備等を破損（滅失）しましたので、堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園管理運営規則第18条の規定により、届け出ます。

については、堺市民芸術文化ホール条例第8条第2項第1号の規定により、御指示の方法によって賠償いたします。

記

- 1 破損（滅失）の日時
- 2 破損（滅失）の箇所又は物件
- 3 破損（滅失）の内容又は程度

*賠償年月日	年 月 日
*指示賠償額	円
*賠償額	円

注意 *印の欄は、記入しないでください。

受付 番号	第 号
----------	-----

堺市翁橋公園使用許可申請書

年 月 日

堺市翁橋公園指定管理者
公益財団法人堺市文化振興財団
理事長 殿

申請者 住 所（所在地）
.....
フリガナ
氏 名（名称）
.....
フリガナ
（代表者氏名）
.....
生年月日
.....
（代表者の生年月日） 年 月 日生
.....
電話番号
.....

次のとおり堺市翁橋公園を使用したいので、許可くださるよう申請します。

1	使用面積等	
2	使用目的	
3	使用日時	年 月 日 午前・午後 時から 年 月 日 午前・午後 時まで
4	使用者又は責任者氏名	
5	仮設物	
6	遵守事項	

申請に当たっては、次の内容を御確認のうえ、□にレを記入してください。

- 使用に当たっては、堺市公園条例等の法令及び公園管理者の指示を遵守し、節度ある公園の使用を約束します。
- 秩序又は風俗を乱す行為や公演等を破損する等の行為を行わないことを誓約します。
- 堺市暴力団排除条例に基づき、本公園等の使用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められるときは、使用を許可されず、許可を取り消されても異議のないことを誓約します。

- 〔注意〕
- 申請者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印してください。
 - 堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため（許可後においても）必要に応じて、関係機関に申請者の住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。
 - 団体申請の場合は役員名簿等の提出を求めています。
 - その他市が必要と認めた書類を求めています。
 - この文書（申請書）は、公園の使用許可以外には利用いたしません。

様式第9号（乙）（第26条関係）

<p>堺市翁橋公園使用許可書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">住所（所在地） _____</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">氏名（名称） _____</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">（代表者） _____ 様</p>	
1	使用面積等
2	使用目的
3	<p style="text-align: center;">年 月 日 午前・午後 時から</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 午前・午後 時まで</p>
4	使用者又は責任者氏名
5	仮設物
6	許可の条件
7	利用料金
<p>上記のとおり堺市翁橋公園の使用を許可します。</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">第 号</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">堺市翁橋公園指定管理者 公益財団法人堺市文化振興財団 理事長</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">印</p>	

様式第12号（第33条関係）

堺市翁橋公園利用料金等減免申請書		年 月 日
堺市翁橋公園指定管理者 公益財団法人堺市文化振興財団 理事長 殿		
申請者 住所 _____ 団体名 _____ 氏名 _____		
次の理由により利用料金等を減免くださるよう申請します。		
1	使用目的	
2	使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
3	減免申請の理由	
4	減免申請の額	円
※財団処理欄	利用料金の額	円
	減免の額	円
	利用料金等	円
備考	受付欄 <div style="text-align: right;"> 年 月 日 第 号 </div>	

注意

- 1 申請者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印してください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第13号（第34条関係）

堺市翁橋公園利用料金還付申請書			
			年 月 日
堺市翁橋公園指定管理者 公益財団法人堺市文化振興財団 理事長 殿			
申請者		住 所 _____ 団体名 _____ 氏 名 _____	
次のとおり既納の利用料金の還付を受けたいので堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園管理運営規則第34条第2項の規定により申請します。			
使用許可			
使用申込施設			
還付の理由			
既納の利用料金	円	納入年月日	年 月 日
※還付処理欄	還 付 金 額 _____ 円		

注意

- 1 申請者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印してください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第1号(甲) (第3条関係)
様式第1号(乙) (第3条関係)
様式第2号(第4条関係)
様式第3号(第5条関係)
様式第4号(甲) (第7条関係)
様式第4号(乙) (第7条関係)
様式第5号(第12条関係)
様式第6号(第14条関係)
様式第7号(第15条関係)
様式第8号(第18条関係)
様式第9号(甲) (第26条関係)
様式第9号(乙) (第26条関係)
様式第10号(第30条関係)
様式第11号(第31条関係)
様式第12号(第33条関係)
様式第13号(第34条関係)